（仮称）流山市こども計画（案）
概要版

１　流山市こども計画とは

（仮称）流山市こども計画は、「こども基本法」に基づく「市町村こども計画」として、令和７年度（2025 年度）から令和１１年度（2029 年度）までの５年間を計画期間とし、これまでの「子ども・子育て支援事業計画」、「流山市次世代育成支援行動計画」に加え、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」及び「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者育成支援計画」を含めた一体的な計画として策定します。

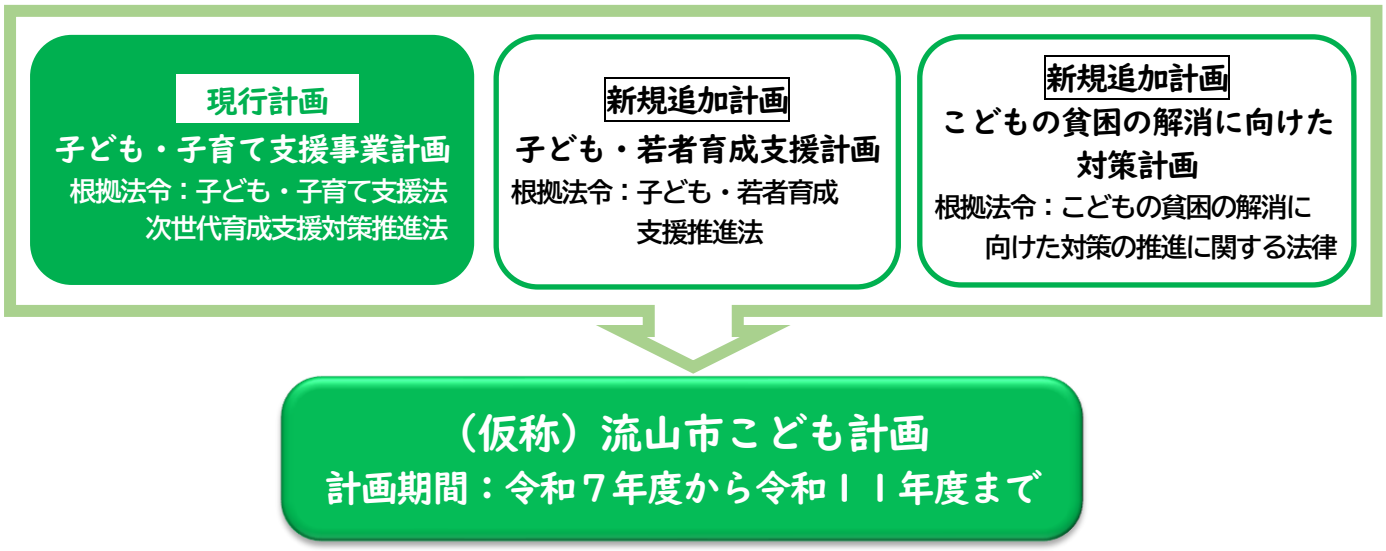

２　計画の対象

本計画の対象は、こども・若者や妊娠期の方及び子育て家庭を対象とします。計画の対象となるこども・若者は、原則として０歳から概ね２９歳までとします。

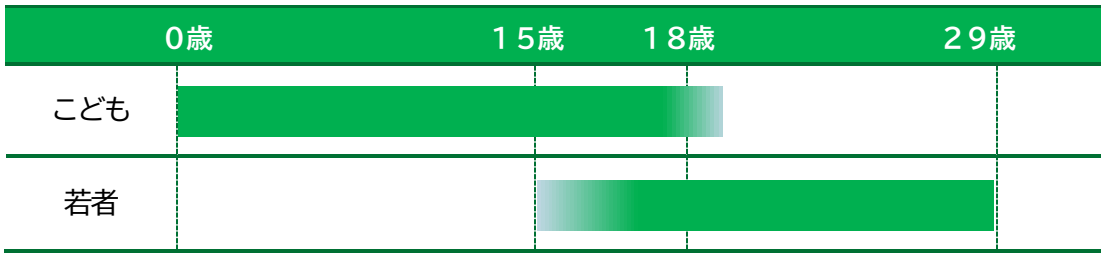

こども・若者の対象年齢イメージ

３　計画の基本理念と基本的な考え方

（１）基本的な考え方

流山市は、こどもの心豊かで健やかな育ちや子育てを支援し、こどもがいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、こどもにとって最も良いことは何かを第一に考え、自分らしく安心して生きることができる、すべてのこどもにやさしいまちづくりの実現を目指します。

（２）基本理念

すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え
こどもの権利を保障するための取組を進め
こどもにやさしいまちづくりの実現を目指します

すべてのこどもは、生まれながらにして、いかなる差別も受けることなく、一人の人間として愛され、大切にされ、尊重されるかけがえのない存在です。こどもが心豊かで健やかに成長していくために欠くことができない大切なものとして、こどもの権利が保障される必要があります。

こどもの権利を保障する５つの基本理念である

・生命・生存・発達の保障
・こどもの最善の利益の優先考慮
・こどもの意見表明権の確保
・差別の禁止
・一人の人間としての権利の主体であることの尊重

を大人が理解し、こどももこうした権利があることを知り、こども・若者が主体的に自分の考えや思いを表現していくことで、自立した個人として成長することができます。さらに、自分の権利が守られることで、こどもも大人も違いや個性を認め合い、すべての人の権利を尊重することの大切さを理解できるようになります。これにより、こども・若者の育ちや学びが保障され、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになります。

流山市では、すべてのこどもが幸福に生きていく権利を有するかけがえのない存在であるという認識を持って、こどもたちの人権が守られ、心豊かで健やかに成長できるよう、市、市民、事業者及び学校等が一体となって、子育てにやさしいまちづくりを進めてきましたが、児童虐待や不登校児童数、いじめの認知件数の増加など、こどもを取り巻く環境が複雑多様化し、こどもの権利が脅かされる現象が続くような状況になっています。

こうした状況も踏まえ、こども基本法に基づく本こども計画を策定し、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進することで、基本理念である「すべてのこども・若者の育ちや子育てを地域全体で支え　こどもの権利を保障するための取組を進め　こどもにやさしいまちづくり」の実現を目指します。

４　施策の体系

本計画では、基本理念及び基本的な考え方を実現するために、以下の６つの基本目標を掲げ、目標ごとに各事業を位置付け、こども・子育て施策を総合的かつ計画的に推進します。

基本目標	施策の方向性		主な取組
１　こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援	(1)	こどもの権利に関する理解促進	①こどもの権利の普及啓発 ②こどもの権利に関する学習機会の充実
	(2)	こどもの意見表明・参加の促進	①こどもの意見表明・参加の仕組みづくり ②こどもの意見表明・参加の機会の確保
	(3)	こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援	①こどもの居場所の充実 ②学習機会の充実 ③遊び・体験の機会の充実
	(4)	こどもの権利侵害の防止	①虐待の未然防止、養育支援体制の整備 ②いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援 ③こどもの権利侵害に関する相談・救済
２　こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化	(1)	妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援	①妊娠期からの切れ目のない支援 ②こどもの健康確保のための取組 ③子育て支援サービスの充実 ④家庭教育支援 ⑤子育てに関する相談体制の充実
	(2)	経済的支援の充実	①児童手当の支給 ②こども医療費の助成 ③保育所等保育料の負担軽減 ④就学・進学費用の援助
	(3)	生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化	①生活困窮家庭への支援 ②ひとり親家庭等への支援
	(4)	こどもの発達・成長に応じた支援	①発達に課題や障害があるこどもへの支援 ②特別な支援を要するこどもへの教育の充実
３　こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実	(1)	乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実	①教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
	(2)	幼児教育・保育、学童クラブの質の向上	①就学前の教育・保育、学童クラブの質の向上 ②幼稚園・保育所等と小学校の連携
	(3)	質の高い学校教育の充実	①こどもの権利に関する学びの支援 ②教育環境の充実 ③学校における多様な体験・学びの機会の充実
４　すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援	(1)	すべてのこども・若者の健やかな育成支援	①若者の活動・社会参画の機会の充実 ②若者の居場所の充実
	(2)	生きづらさを抱えた若者の支援	①若者に関する相談体制の充実 ②困難や生きづらさに直面する若者に対する支援
５　こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり	(1)	地域におけるこども・子育て支援活動の推進	①子育て関連団体への支援 ②地域における子育て支援ネットワークの強化
	(2)	子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進	①子育て世帯が利用しやすい公園の整備・充実 ②通学路の安全確保 ③子育て世帯が安心・安全に生活できる環境整備 ④有害環境からこども・若者を守る取組
	(3)	子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進	①共育ての推進 ②男性の家事・子育てへの参画の促進 ③多様な働き方の推進
６　こどもの権利を守る仕組みづくり	(1)	こども・子育て施策に関する評価・検証	①こどもの権利部会の設置

5　施策の展開

（重：重点事業）

基本目標１　こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

こどもの権利について理解促進を進め、こどもの意見表明や参加の促進、こどもの居場所や活動の場の充実に取り組みます。また、児童虐待をはじめとしたこどもの権利侵害を防止するための取組、権利侵害からの救済の取組など、こどもの権利保障に向けた取組を進めます。

施策の方向性　（１）こどもの権利に関する理解促進

こどもが権利の主体であることが広く浸透するよう、普及啓発や学習機会の確保に取り組みます。

成果指標	現状値（令和６年度）	目指すべき目標（令和 11 年度）
子どもの権利条約を「知っている」と回答したこども・若者の割合　※出典：流山市こども・若者意識調査	中高生：29.2% 若者：21.3%	割合の増加

【主な事業】 重こどもの権利保障に関する周知・啓発　□教育現場における指導者の育成　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
こどもの権利保障に関するワークショップ等の参加者数	―	参加者数の増加

施策の方向性　（２）こどもの意見表明・参加の促進

こどもの意見が尊重され、社会に参加できるようにするために、こどもが意見を表明できる機会を確保します。

【主な事業】重（仮称）流山市こども会議の設置　重若者まちづくり事業　□青少年主張大会　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
（仮称）流山市こども会議の参加者数	―	参加者数の増加

施策の方向性　（３）こどもの居場所づくり、学び・遊び・体験の支援

こどもが安心して過ごせるようなこどもの居場所の更なる充実を図ります。また、こどもの視点に立った居場所づくりとなるような運営を行います。

【主な事業】重若者居場所づくり事業　重児童館･児童センターの運営　重絵本のふれあい体験の支援　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
児童館・児童センターの利用者数	こども：153,430 人、おとな：65,520 人（令和５年度）	利用者数の増加

施策の方向性　（４）こどもの発達・成長に応じた支援

こどもの権利侵害を未然に防止するために、早期発見・早期対応を図り、支援体制を充実します。

【主な事業】重（仮称）流山市こども家庭センターの設置運営　重支援対象児童等見守り強化事業
重教育相談　重ヤングケアラーの支援強化　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
児童虐待相談対応件数	969 件（令和5年度）	未然防止等の取組の充実を図り、減少

基本目標２　こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

関係機関が連携し、こどもとその家庭の状況に応じた切れ目のない支援を行います。また、子育て世帯が抱える不安や悩みを軽減し、こどもを安心して生み育てることができるよう、各種施策を推進していきます。

施策の方向性　（１）妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・育児を行うことができるよう、妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援を行います。

成果指標	現状値（令和６年度）	目指すべき目標（令和 11 年度）
流山市は子育てしやすい街だと思うと回答した保護者の割合（「子育てしやすい」「やや子育てしやすい」を合わせた割合） ※出典：（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査	就学前こども：55.4% 小学生：30.2%	割合の増加

【主な事業】重（仮称）流山市こども家庭センターの設置運営【再掲】

重小児救急医療体制の充実　重乳幼児健康診査　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
３歳児健診受診率	92.2%（令和５年度）	割合の増加

施策の方向性　（２）経済的支援の充実

子育て世帯が安心してこどもを生み育てることができるよう、経済的負担の軽減を図ります。

【主な事業】□児童手当　□こども医療費の助成　□保育所保育料負担の軽減　など

施策の方向性　（３）生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、子育て支援、就労支援、こどもの学習支援等に取り組みます。

【主な事業】重ヤングケアラーの支援強化【再掲】重ひとり親家庭等生活向上事業　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
学習の習慣がついたと回答したこどもの割合（ひとり親家庭等生活向上事業）	52.2% （令和５年度）	割合の増加

施策の方向性　（４）こどもの発達・成長に応じた支援

発達に課題や障害があるこどもとその家族が安心して生活を送ることができるようにするための支援を行います。また、特別な支援を要するこども一人ひとりの個性や能力を伸ばすために教育の充実を図ります。

【主な事業】重保育所等における要配慮児の受入促進　重医療的ケア児の受け入れ

重児童発達支援センターの運営　重保育所等訪問支援　重特別支援教育の推進　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
要配慮児の受入人数	370 人（令和６年４月時点）	受入人数の増加

基本目標３　こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

乳幼児期から学童期にかけての教育・保育環境の充実を進めます。また、保育施設や学童クラブにおける更なる質の向上を図るため、保育環境の整備や職員の処遇改善等を行います。

また、質の高い学校教育の充実を図るため、こどもの権利に関する学びの支援や学校における体験機会の充実を行います。

施策の方向性　（１）乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実

共働き世帯の増加に伴う保育需要の増加に対応するため、保育施設や学童クラブにおいて需要に応じた定員数の確保を行います。

成果指標	現状値 （令和６年度）	目指すべき目標 （令和 11 年度）
子育てしづらい理由として「保育サービスの質が十分でない」「学童クラブの質が十分でない」と回答した保護者の割合 ※出典：（仮称）流山市こども計画策定に関するニーズ調査	保育サービス： 就学前こども：24.7% 学童クラブ： 小学生：11.0%	割合の減少

【主な事業】重送迎保育ステーション　□保育の受け皿の確保　□学童クラブ施設整備　　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
送迎保育ステーション延べ利用人数	16,824 人 （令和5年度）	利用人数の増加

施策の方向性　（２）幼児教育・保育の質の向上

幼児教育・保育の質の向上に向け、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、指導監査の実施等を行います。また、幼稚園・保育所等から小学校にかけての架け橋期において、円滑な接続ができるよう連携を行います。

【主な事業】重保育人材確保事業　重幼児教育・保育に関する研究・研修　重保幼小の連携　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
合同就職説明会の参加人数	80 人 （令和５年度）	100 人

施策の方向性　（３）質の高い学校教育の充実

質の高い学校教育の充実を図るため、こどもの権利に関する学びの支援や学校における体験機会の充実を行います。

【主な事業】重こどもの権利保障に関する周知・啓発【再掲】　重特別支援教育の推進【再掲】など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
特別支援教育コーディネーター等の研修会参加人数	158 人 （令和５年度）	参加人数の増加

基本目標４　すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

こども・若者が意見表明し、社会に参画する上でも意見形成は欠かせないものであるため、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

様々な生きづらさを抱えたこども・若者とその家族が相談できる体制の充実を図ります。また、若者が抱える課題に対して各種機関が連携し、継続的な支援を行います。

施策の方向性　（１）すべてのこども・若者の健やかな育成支援

こども・若者を対象とした活動の推進や、若者の視点をまちづくりに生かすことにより、若者の社会参画を促します。若者の活動や交流の拠点となる施設や居場所の充実を図ります。

成果指標	現状値（令和５年度）	目指すべき目標（令和 11 年度）
この１年間、地域活動に「参加したことがない」と回答したこども・若者の割合 ※出典：流山市こども・若者意識調査	中高生：54.7% 若者：83.9%	割合の減少

【主な事業】重若者まちづくり事業【再掲】　□地域こども活動の支援
重若者居場所づくり事業【再掲】　など

施策の方向性　（２）生きづらさを抱えた若者の支援

悩みを抱えた若者とその家族が相談できる体制の充実を図ります。また、若者が抱える課題に対して各種機関が連携し、継続的な支援を行います。

【主な事業】重教育相談【再掲】　□青少年相談　重ヤングケアラーの支援強化【再掲】　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
教育相談件数	2,294 件 （令和5年度）	教育力の向上を図り、減少

基本目標５　こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

地域の中で孤立感を抱くことなく、子育て世帯が支えられるような、地域におけるこども・子育て支援活動を推進します。また、こどもや子育て世帯が安心して生活できるようなまちづくりを推進します。さらに、子育てと仕事の両立を支援できるようなまちづくりを進めます。

施策の方向性　（１）地域におけるこども・子育て支援活動の推進

地域の中で子育て家庭を支えていく子育て関連団体の活動支援を行います。地域における取組を通じて連携を行い、子育て支援ネットワークの強化を行います。

成果指標	現状値（令和５年度）	目指すべき目標（令和 11 年度）
こどもたちに関わる活動をしていると回答した市民の割合 ※出典：流山市まちづくり達成度アンケート	12.9%	割合の増加

【主な事業】□子育て関連団体等への図書貸出支援　□地域子育て支援拠点の設置運営　など

施策の方向性　（２）子育て世帯にやさしい安心・安全なまちづくりの推進

こどもや子育て世帯の遊び場として、公園等の整備や充実を図ります。こどもたちの安全を守るために、通学路における安全確保の取組を進めるほか、子育て世帯が安心・安全に生活するための環境整備を進めます。

【主な事業】重公園の整備・充実　□通学区域内の交通安全施設整備　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
公園緑地で憩い安らげると感じている市民の割合	80.9% （令和5年度）	割合の増加

施策の方向性　（３）子育てと仕事の両立の推進・多様な働き方の推進

夫婦が相互に協力して子育てを行う「共育て」を推進するための取組を行います。男性の家事・子育てへの参画を促進するための取組を進めます。また、子育て世帯における多様な働き方を推進するための普及啓発を行います。

【主な事業】□男女共同参画社会づくり　重父親の家事・子育てへの参加　など

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
男性の家事・育児・介護に費やす時間（平日/休日）	平日：1.0 時間 休日：1.5 時間 （令和5年度）	増加

基本目標６　こどもの権利を守る仕組みづくり

こどもの権利保障の観点からこども・子育て施策の評価・検証を行う仕組みを構築し、こどもにやさしいまちづくりの実現に向けた評価・検証を行います。

施策の方向性　（１）こども・子育て施策に関する評価・検証

本計画の評価・検証に当たり、こどもの権利部会の設置検討を行います。また、各種施策の評価・検証を行う仕組みづくりを行います。

【主な事業】重（仮称）流山市こどもの権利部会の設置検討　□こども・若者意見聴取の仕組みづくり

成果指標	現状値	目標値（令和 11 年度）
こども権利部会の設置	未設置	設置

６　子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画という。）は、子ども・子育て支援法第６１条に基づき市町村に策定が義務付けられている計画であり、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、量の見込み及びそれに対応する提供体制の確保の内容（確保方策）並びに実施時期について、定めることになっています。

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みの算出に当たっては、現在の利用状況や、流山市こども計画策定に関するニーズ調査（令和６年（2024 年）６月実施）の結果を基に、国が示した考え方に沿って、本市の地域特性を勘案して算出しています。

（１）教育・保育の量の見込みと確保方策

○市全域

（１号認定こども）

【量の見込み】

令和６年（2024年）４月現在、幼稚園は１０施設（定員2,890人）、認定こども園は６施設（定員117人）となっていますが、幼稚園の入園児童数は令和３年度（2021年度）以降、減少傾向が続き、本計画期間中も減少が見込まれます。

【確保方策】

必要な定員を確保します。

（２号及び３号認定こども）

【量の見込み】

市全域における就学前児童数は、令和５年（2023年）まで増加傾向にあり、令和６年（2024年）には微減していますが、これまでの増加率を基に、「児童・生徒数推計値」を加味して、本計画期間中の推計値を算出したところ、令和９年（2027年）までは増加傾向が続き、令和１０年（2028年）から緩やかな減少が見込まれます。

また、保育所等申込者数については、依然として増加傾向にあり、これまでの実績を踏まえ、本計画期間中の推計値を算出したところ、令和１１年（2029年）まで増加傾向が続き、就学前児童数に占める申込者数の割合である、申込率（いわゆる共働き率）も令和１１年（2029年）まで増加していくと見込まれます。

【確保方策】

必要な地域に保育の受け皿を確保する取組として、①既存の保育所等において年齢別定員を柔軟に扱うこと、②私立幼稚園の認定こども園への移行を促すこと、③新たな保育所等の整備などの手法を組み合わせて必要な定員を確保していきます。

こうした取組を通じて、国基準の待機児童数ゼロを維持するとともに、入所申請しても入所が決定しない一部の保留者、いわゆる実質待機児童数の４月時点での解消を目指します。

【各年度４月時点の定員増加数】　（単位：人）

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	合計
北部	0	７０	0	＊見直し時に再度検討します。		７０
中部	0	９０	９０			１８０
南部	0	0	６０			６０
東部	0	0	６０			６０
合計	0	１６０	２１０			３７０

○教育・保育の量の見込みと確保方策

年度	認定区分		① 量の見込み	②確保方策 特定教育・保育施設	確認を受けない幼稚園	特定地域型保育事業	計	②−①
令和7年度	１号認定（３～５歳）		1,995	387	2,620		3,007	1,012
	２号認定（３～５歳）	学校教育の利用希望が強い	241	4,984			4,984	△ 16
		上記以外	4,759					
	３号認定	０歳	408	648		58	706	298
		１歳	1,465	1,324		156	1,480	15
		２歳	1,632	1,461		160	1,621	△ 11
令和8年度	１号認定（３～５歳）		1,885	387	2,620		3,007	1,122
	２号認定（３～５歳）	学校教育の利用希望が強い	255	5,089			5,089	183
		上記以外	4,906					
	３号認定	０歳	421	648		58	706	285
		１歳	1,510	1,344		156	1,500	△ 10
		２歳	1,682	1,496		160	1,656	△ 26
令和9年度	１号認定（３～５歳）		1,783	327	2,620		2,947	1,164
	２号認定（３～５歳）	学校教育の利用希望が強い	272	5,227			5,227	△ 102
		上記以外	5,057					
	３号認定	０歳	434	648		58	706	272
		１歳	1,556	1,372		156	1,528	△ 28
		２歳	1,734	1,540		160	1,700	△ 34
令和10年度	１号認定（３～５歳）		1,690	327	2,620		2,947	965
	２号認定（３～５歳）	学校教育の利用希望が強い	292	5,227			5,227	△ 277
		上記以外	5,213					
	３号認定	０歳	447	648		58	706	259
		１歳	1,604	1,372		156	1,528	△ 76
		２歳	1,787	1,540		160	1,700	△ 87
令和11年度	１号認定（３～５歳）		1,602	327	2,620		2,947	1,029
	２号認定（３～５歳）	学校教育の利用希望が強い	316	5,227			5,227	△ 462
		上記以外	5,373					
	３号認定	０歳	461	648		58	706	245
		１歳	1,654	1,372		156	1,528	△ 126
		２歳	1,842	1,540		160	1,700	△ 142

※２号認定の「学校教育の利用希望が強い」の量の見込みは、幼稚園の預かり保育の利用児童数を基に推計値を算出しています。

（２）地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

①放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【量の見込み】

・本市で算出している児童推計をもとに、地域ごとの入所率の実績を踏まえて、今後の学童クラブの入所児童数を算出する。

・各地域の今後５年間の量の見込みは以下のとおりである。

北部地域（江戸川台・東深井・新川・西深井）

期間を通して入所児童数は概ね横ばいである。

中部地域（西初石・八木北・小山・おおたかの森・おおぐろの森・市野谷）期間を通して入所児童数は増加する見込みである。

南部地域（流山・流山北・鰭ケ崎・南流山・南流山第二）

期間を通して入所児童数はやや増加する見込みである。

東部地域（長崎・八木南・向小金・東）

期間を通して入所児童数は増加する見込みである。

・全区域において入所率は現在の入所率から段階的に上昇することが想定され、市全体として期間を通して入所児童数は増加する見込みである。

【確保方策】

・令和７年度から令和８年度にかけて中部地域のおおぐろの森小学校の校舎内に１０単位を整備する。

・その他の学童クラブにおいても入所児童の増加に対応できるよう、必要に応じて学校教室等の活用を行う。

受入れに際しては、利用児童が安全なスペースが確保できるよう、入所人数を決定する。

事業名	単位	量の見込み（上段）・確保方策（下段網掛け）				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
②延長保育事業	人日	5,659	5,833	6,013	6,198	6,389
		5,659	5,833	6,013	6,198	6,389
③子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）	人日	635	690	729	722	715
		2,093	2,093	2,093	2,093	2,093
④地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	人日 (施設)	14,186	14,942	15,333	15,178	15,025
		14,186 (13)	14,942 (15)	15,333 (16)	15,178 (16)	15,025 (16)
⑤一時預かり事業（幼稚園在園児対象型）	人日	23,351	24,043	24,364	24,116	23,877
		23,351	24,043	24,364	24,116	23,877
⑤一時預かり事業（幼稚園在園児対象型以外）※保育所、ファミリー・サポート・センター（未就学）、児童センターの一時預かり	人日	16,167	17,735	19,455	19,261	19,068
		16,167	17,735	19,455	19,261	19,068
⑥病児保育事業（病児・病後児保育事業）	人日	738	761	784	808	833
		2,673	2,673	2,673	2,673	2,673
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	人日	3,976	4,266	4,531	4,813	5,112
		3,976	4,266	4,531	4,813	5,112
⑧乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	人	1,938	1,956	1,953	1,933	1,913
		1,938	1,956	1,953	1,933	1,913
⑨養育支援訪問事業	人日	13	13	13	13	13
		13	13	13	13	13
⑩妊婦健康診査	回	25,192	25,426	25,388	25,129	24,870
		25,192	25,426	25,388	25,129	24,870
⑪利用者支援事業	か所	17	19	20	20	20
		17	19	20	20	20
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	人	1,150	1,115	1,082	1,049	1,018
		1,150	1,115	1,082	1,049	1,018
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	—	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等への支援を行います。				
⑭子育て世帯訪問支援事業	人日	1,021	1,021	1,021	1,021	1,021
		1,021	1,021	1,021	1,021	1,021
⑮児童育成支援拠点事業	—	他の自治体の先進事例等を参考に研究します。				
⑯親子関係形成支援事業	人日	32	32	32	32	32
		32	32	32	32	32
⑰妊婦等包括相談支援事業	回	4,343	4,382	4,376	4,332	4,288
		4,343	4,382	4,376	4,332	4,288
⑱乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	人/日	—	51	50	165	162
		—	51	50	165	162
⑲産後ケア事業	人日	378	381	381	377	373
		378	381	381	377	373